

## ○青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則

昭和 58 年 2 月 26 日青森県規則第 6 号

令和 元年 6 月 28 日青森県規則第 6 号（最終改正）

（趣 旨）

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項又は第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づく測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、当該資格の審査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（競争入札の参加者の資格）

第 2 条 政令第 167 条の 5 第 1 項又は第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づく建設関連業務の競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 建設関連業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。
- （2） 第 4 条の資格審査申請書（同項の規定により添付しなければならない書類を含む。）の重要な記載事項について記載をし、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。
- （3） 建設関連業務を行うに当たり法律上必要とする資格を有すること。

（資格審査）

第 3 条 建設関連業務の競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ、前条に規定する資格を有するかどうかについて、知事の審査を受けなければならない。

2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、次の各号に掲げる業種ごとに区分して行う。

- （1） 測量業務
- （2） 建築関係建設コンサルタント業務
- （3） 土木関係建設コンサルタント業務
- （4） 地質調査業務
- （5） 補償関係コンサルタント業務

3 資格審査は、隔年に 1 回定期の資格審査を行い、及び当該定期の資格審査を行う年の中間の年に追加の資格審査を行うほか、随時の資格審査を行う。

（資格審査の申請）

第 4 条 資格審査を受けようとする者は、資格審査申請書（別記様式）に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 定期の資格審査及び追加の資格審査を受けようとする者は、当該資格審査を受けようとする年の 1 月 10 日から 2 月 9 日までの間に前項の書類を提出しなければならない。

（資格の認定）

第 5 条 知事は、前条の規定による書類の提出があったときは、青森県建設業者競争入札参加資格審議会（青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成 2 年 3 月青森県規則第 18 号）第 9 条に規定する青森県建設業者競争入札参加資格審議会をいう。以下同じ。）の意見を聴いて、第 2 条に規定する資格があるかどうかの認定を行うものとする。ただし、随時の資格審査を受けようとする者に係る事案については、青森県建設業者競争入札参加資格審議会の意見を聴かないことがある。

（資格の認定結果の通知）

第 5 条の 2 知事は、前条の規定による資格の認定を行ったときは、遅滞なく、資格審査を受けた者に対して、当該認定の結果を通知するものとする。

(資格の有効期間)

第6条 定期の資格審査を受けた者に係る第5条の規定により認定を受けた資格の有効期間は、当該資格審査を受けた年の7月1日から翌々年の6月30日までとする。

2 追加の資格審査を受けた者に係る前項の有効期間は、当該資格審査を受けた年の7月1日から翌年の6月30日までとする。

3 随時の資格審査を受けた者に係る第1項の有効期間は、次の各号に掲げる前条の規定による通知があった日の属する期間の区分に応じ、当該通知があった日から当該各号に掲げる日までとする。

(1) 定期の資格審査を行う年の1月1日から6月30日まで その年の6月30日

(2) 定期の資格審査を行う年の7月1日から12月31日まで その年の翌々年の6月30日

(3) 追加の資格審査を行う年 その年の翌年の6月30日

(有資格建設関連業者名簿)

第7条 知事は、第5条の規定による資格の認定を終了したときは、有資格建設関連業者名簿を作成するものとする。

2 前項の有資格建設関連業者名簿の様式は、知事が別に定めるものとする。

別記様式（第4条関係）

県	内
県	外

競争入札参加資格審査申請書（建設関連業）

青森県で行われる建設関連業務（測量・建設コンサルタント・地質調査・補償関係コンサルタント）に係る（一般・指名）競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及びその添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

青森県知事

殿

本店所在地

ふりがな

商号又は名称

代表者氏名

ふりがな

担当者氏名

（電話

郵便番号

）

県内における 支店（営業所 又は事業所） 所在地及び電 話 番 号	支店	（営業所 又は事業所）	所 在 地	電話番号

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。